

令和6年 8月 9日

川崎市議会議長 青木功雄様

高津区在住者

自治会（町内会）非加入世帯のごみ捨て方法について、本市の方針を明確にし、それを市のホームページ等で市民に周知することを求める陳情

陳情の要旨

自治会（町内会）非加入世帯のごみ捨て方法について、本市の方針を明確にし、それを市のホームページ等で市民に周知していただきたい。

陳情の理由

1 経緯

陳情者は、高津区の戸建て住宅に住んでおり、自治会長に自治会を退会したい旨を申し出たところ、「自治会を退会するなら、ごみ集積所のごみ箱は使わせないから、民間のごみ収集業者に依頼するように。」と言われた。高津区役所まちづくり推進部地域振興課に相談したところ、「このような話はよく聞かぬが、市としては戸別収集は行っていないため、自治会と話し合ってください。」と回答された。

2 主張

上記のようなトラブルが発生する原因は、自治会非加入世帯のごみ捨て方法について、本市の方針が明確にされていないためである。

前提として、一般廃棄物（生活ごみ）は市町村が収集・運搬・処分しなければならないと法律で規定されている（廃棄物処理法第6条の2第1項）。また、地方自治法には、住民は地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有する（地方自治法第2章第10条の2）と規定されている。そのため、

本市は自治会の加入・非加入にかかわらず、住民の生活ごみをひとしく収集する責務がある。

一方で、自治会は任意団体であり、加入は任意とされている。任意であれば当然、加入しない世帯が出てくるが、本市がごみ集積所の管理を自治会にのみ任せていることで、自治会非加入世帯が生活ごみを捨てられない事態が発生する。このような状況は、ごみ収集サービスの単なる欠陥でしかない。

しかしながら、高津区役所の担当者が「このような話はよく聞く。」とやっているように、本市はこの問題を認識しているにもかかわらず、「自治会と話し合ってください。」と言うだけで、自治会非加入世帯への適正な解決策を示していない。これは行政サービスの公平性に欠ける。

また、私の知る限りでは、本市のごみ箱は道路に設置されており公道においてある以上、自治会が購入したものとはいえ、自治会長が一方的に「使わせない」というのは職権乱用ではないだろうか。他地域での訴訟によると、自治会への非加入を理由に地域のごみ捨て場の利用を禁じられたのは違法として、兵庫県神戸市で起こされた訴訟では、令和4年10月、大阪高裁で自治会側の違法性が認められ、最高裁で争われている。

このように、自治会とのごみ収集に関するトラブルは全国で散見されており、訴訟にも発展している。この問題を放置すれば、今後も自治会と非加入世帯とのトラブルは絶えることなく、自治会にとっても負担が増すばかりである。また、ごみ屋敷問題にもつながりかねない。

以上の理由により、本市には自治会非加入世帯のごみ捨て方法について、方針を明確にして市民に周知していただきたい。方針の一例として以下を提案する。

案1 自治会のごみ箱を自治会非加入世帯も共同で使えるようにする（必要に応じて自治会非加入世帯もごみ集積所の掃除に参加する条件や、自治会非加入世帯はごみ箱の使用料を支払う等の規約を制定するように自治会に促す。）。

案2 自治会非加入世帯に対して、ごみの戸別収集に対応する。

案3 方針を一概には決められず、個別対応とするならば、「ごみ集積所が使えない者については、個別対応をする。」と明記する。